

## 別紙2

## ベンジルペニシリン(抗生物質)

食品名	残留基準値 <sup>1</sup> (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>2</sup> の筋肉	● 0.003	0.06
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.003	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.003	0.06
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.003	0.06
牛の食用部分 <sup>3</sup>	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	● 0.05	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.003	0.06
乳	○ 0.004	0.004
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家きん <sup>4</sup> の筋肉	●	0.02
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	●	0.02
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	●	0.02
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	●	0.02
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	●	0.01
鶏の卵	●	0.004
その他の家きんの卵	●	0.004
魚介類(さけ目魚類に限る。)	●	0.05
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	●	0.05
魚介類(すずき目魚類に限る。)	○ 0.05	0.05
魚介類(その他の魚類 <sup>5</sup> に限る。)	●	0.05
魚介類(貝類に限る。)	●	0.05
魚介類(甲殻類に限る。)	●	0.05
その他の魚介類 <sup>6</sup>	●	0.05
はちみつ	●	0.004

1. ○：平成24年12月28日施行  
●：平成25年6月28日施行

・残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

- ・今回基準値を設定するベンジルペニシリンとは、トビシリン及びペネタメート由来のベンジルペニシリンが含まれること。
2. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
  3. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
  4. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
  5. 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目魚類、うなぎ目魚類及びすずき目魚類以外のものをいう。
  6. 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。